

鶴岡市建設工事に係る技術者の変更に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、受注者が配置する主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）の工期途中での変更の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、変更に際しては、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とするものとする。

(変更を認める場合の要件)

第2条 施工途中の技術者の変更について、次に定める要件のいずれかに該当する場合は、受注者から発注者に対し協議を行うことができる。

- (1) 技術者のやむを得ない事情（死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職、その他の理由等）により変更が必要と総括監督職員が認めたとき。
- (2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作から現場施工へ移行したとき。ただし、この場合、変更後の技術者は工場製作が完了するまでに報告するものとする。
- (3) 工事の主体部分が完成した場合等で、変更しても支障がないと総括監督職員が認めたとき。
- (4) 以下に該当する場合で工事の進捗状況等、現場の施工実態、施工体制等を考慮して、支障がないと総括監督職員が認めたときで、当初工期を経過したとき。
 - ア 受注者の責によらず工事中止等が行われ、工期延長がされたとき。
 - イ 受注者の責によらず当初の工期に対して大幅（3ヶ月程度以上）な工期延長が行われたとき。
- (5) ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合で変更しても支障がないと総括監督職員が認めたとき。

2 発注者は受注者からの協議について、前項各号のいずれかの要件に該当し、かつ次に定める要件の全てに該当する場合は、変更を認めることができる。

- (1) 後任技術者について資格を同等以上とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。なお、後任技術者の施工経験については、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の要件を満足すること。
- (2) 技術者の変更に際し、引継ぎに必要な期間について新旧技術者の重複を行い、継続

的に業務を遂行できるようにすること。ただし、引継ぎに必要な期間は１年以内の工期の工事においては７日間程度、１年を超えて２年以内の工期の工事においては１４日間程度、２年を超える工期の工事においては１ヶ月程度を目安とすること。

（３）原則として同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。

（変更手続き等）

第３条 技術者の変更手続き等については、鶴岡市建設工事請負契約約款の定めるところによる。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。